



仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成30年(㉟)第 115 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金10万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮
に開示せよ。

平成 30 年 2 月 19 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 山本明子

当事者目録

〒

債権者

代表者代表理事

〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階

奈良合同法律事務所（送達場所）

上記債権者代理人

弁護士 吉田 恒俊

弁護士 山下 悠太

電話 0742-26-2457

FAX 0742-26-3010

〒367998 シンガポール プレイフェア路80 カポファクトリービルディング 07-15

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING SINGAPORE (367998))

債務者 パケットモンスターインク. ピーティーイー. エルティーディー

(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD.)

上記代表者取締役 エフエンディ アハマド ハリス メリカン

(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

発信者情報目録

- 1 別紙発言目録に係る各発言を投稿した際の、
 - (1) IPアドレス
 - (2) 携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別番号
 - (3) SIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの
- 2 前項（1）のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、前項（2）の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る携帯電話端末等又は前項（3）のSIMカード識別番号に係る携帯電話端末等から、債務者の用いる特定電気通信設備に各発言が送信された年月日及び時刻

発言目録

スレッド名「この会社だけはやめときや奈良県版 3」

(URL <http://nozomi.2ch.sc/test/read.cgi/job/1439650094/>)

目録番号 1

スレッド番号 1 4 4 投稿日時 2015 年 11 月 18 日 18 時 1 分 11 秒

目録番号 2

スレッド番号 4 2 9 投稿日時 2016 年 12 月 13 日 13 時 45 分 21 秒

目録番号 3

スレッド番号 6 7 3 投稿日時 2017 年 6 月 18 日 9 時 24 分 5 秒

目録番号 4

スレッド番号 6 8 3 投稿日時 2017 年 7 月 2 日 8 時 47 分 30 秒

目録番号 5

スレッド番号 6 8 4 投稿日時 2017 年 7 月 2 日 8 時 47 分 32 秒

目録番号 6

スレッド番号 6 9 5 投稿日時 2017 年 7 月 14 日 4 時 49 分 20 秒

目録番号 7

スレッド番号 7 2 2 投稿日時 2017 年 8 月 30 日 20 時 40 分 32 秒

目録番号 8

スレッド番号 7 3 5 投稿日時 2017 年 10 月 20 日 21 時 50 分 42 秒

これは正本である。

平成 30 年 2 月 19 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 千葉文彦

